

特別司法警察機関において作成された指掌紋資料の取扱いについて

平成22年3月25日

道本鑑第660号

警察本部各部、所属の長 / 警察学校長 / 各方面本部長 / 各警察署長 / あて
刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第190条に規定する司法警察職員として職務を行
うべき者の置かれている機関のうち、管区海上保安本部、地方厚生局麻薬取締部又は自
衛隊警務隊（以下「特別司法警察機関」という。）において作成された指掌紋資料の取
扱いについては、これまで特別司法警察機関において作成した指紋資料の取扱いについ
て（昭36.12.15道本例規通達（鑑）第29号。以下「旧通達」という。）に基づき実施
してきたところであるが、この度、旧通達の実情にそぐわない点について所要の整備を
行い、今後は次によることとしたので、事務取扱上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

- 1 警察本部鑑識課長は、特別司法警察機関において作成された指掌紋資料の送付を受
けた場合は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）指掌紋取扱細
則（平成9年警察庁訓令第11号）及び北海道警察指掌紋取扱規程（平成11年警察本部
訓令第30号）に定めるところにより処理するものとする。
- 2 特別司法警察機関における指掌紋資料の作成に使用する様式用紙（指掌紋取扱細則
別記様式第1号及び別記様式第2号に基づき調製された用紙をいう。）は、必要に応
じて警察本部鑑識課長が直接、又は方面本部の鑑識課長を經由して配布するものとする。
- 3 警察本部鑑識課長及び方面本部の鑑識課長並びに警察署長は、特別司法警察機関に
おいて作成された指掌紋資料の取扱いについて、相互に協力するものとする。